

請願 第15-10号
受付日 平成15年6月2日

請願者

住 所
氏 名

他 503名

「宮」町名の存続、及び万願寺に繰り入れられた「宮」地区
の見直しを求める請願

紹介議員 小山 良悟 馬場 繁夫
江口 和雄 古池 初美

付託先 まちづくり建設委員会

【要旨】

趣旨

本年3月、第一次宮地区地番整理事業において、万願寺町名となつた一部宮地区について、3月議会への要請行動が遅れ、地元の要望が適えられませんでした。

そこで、私共「宮」地区としては、別紙住民の総意を署名し、今後の第二次宮地区地番整理事業の際に、是非とも「宮」町名の存続、及び万願寺に繰り入れられた「宮」地区の見直しを請願致します。

要旨

「万願寺三丁目」とされた地内には、宮地区の古くからの鎮守である別府神社が含まれております、地域の歴史・文化を守る見地からも、今回の町名変更は納得できません。

そして、「万願寺六丁目」とされた地内には宮南部地区センター及び宮バス停があり、また、当地域はほとんど宮自治会の区域と重なっております。一部大字上田の飛び地が混在していますが、住民の間にも「宮地区」の名称は完全に定着しています。また、都営住宅および市営住宅の存在する浅川左岸一帯は、江戸時代以来、宮村の先人たちが長年にわたる困難な治水工事を経て利用してきた共有地でもあります。

このように同区画整理地内の南西部地区の町名は「宮」とするのが極めて妥当であり、また、町界・町名設定上の技術的問題もないことは専門家の言をまたずとも明らかです。何とぞ「宮」の地名を同区画整理地内南西部に存続させていただくよう、請願いたします。

また、町名地番変更に当たっても参考されるべき法律である「住居表示に関する法律」では「当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」(第5条2)と規定され、さらに昨年12月議会では「歴史的地名を存続させる陳情」も採択されました。この陳情の趣旨と石田・万願寺の2大字のみの存続の間には大きな隔たりがあります。歴史ある地名の存続は今や全国的な流れでもあり、何とぞご賢察をいただきますようお願い申し上げます。